

## ニクソン政権のインフレ対策 (2)

松 水 征 夫

### VI. 賃金・物価規制の第2段階

#### I 第2段階の政策発表の経緯

打ち続くインフレ的なトレンドは、短期間の賃金・物価の凍結によっては阻止されえないと考えられたし、長期間の凍結は多くの弊害をもたらすので、凍結から第2段階への秩序正しい移行が行なわれる必要があった。

しかし凍結後の賃金・物価統制の方法をどのようにするかということで、強制的な統制にするか、それとも自主的管理にするか、多くの可能な経路が考えられた。また計画をどの程度包括的にし、いかに強制・管理するか、さらに誰が物価・賃金の行動基準を設定し、どのような基準が設定されるべきか、というような問題が解決されなければならなかった。そこで大統領と生計費委員会は、統制計画の主な利害関係者となる労働者、企業家、農家、消費者、州・地方政府および議会のそれぞれの多数の代表者と、これらの問題について論議を重ねた。その結果、第2段階の政策は次のようなものを必要とするという一つのコンセンサスが<sup>57)</sup>形作られることになった。

- (1) インフレーションを抑制する努力のための明快な一般に支持しうるような目標
- (2) 政策を設定し、計画を運営するさいに大衆およびアメリカ経済の

---

57) Cf. *Economic Report of the President*, January 1972, p. 83.

主要な構成員が関係することを許されるような機構

- (3) インフレ抑制的な行動を助長する強力な誘因を具体化した本質的に自己管理的なシステム
- (4) 競争的な価格形成、自由な団体交渉といった行動を最大限に続行させるためのシステムの準備

さらに公平と有効性のために、第2段階の統制は強制的なものとし、最初は行政上実行可能なかぎり<sup>58)</sup>で適用範囲を包括的にするということが決定された。

このような経緯を経て、ニクソン大統領は、1971年10月7日、ホワイトハウスで全米向けラジオ・テレビ放送を行ない、賃金・物価規制の第2段階の政策を発表した。<sup>59)</sup> インフレーションを克服し、平和時に完全雇用を達成するという新経済政策の目標を達成するため、90日間の賃金・物価凍結が解除される11月14日以降も賃金・物価抑制を継続するという方針が明らかにされた。そしてこれまでの完全凍結からガイドライン政策に移行することが宣言され、平時としてはかつてなかったほどの包括的な統制が行なわれることになったが、それは上記のようなコンセンサスならびに決定にもとづいたものといえよう。

## 2 第2段階の経済安定計画

### [A] 第2段階のインフレ対策の概要<sup>60)</sup>

1972年末までにインフレーション速度を凍結前の約半分である2～3%に落とし、その後さらに減速させるというインフレ抑制目標がかかげ

58) Cf. *Economic Report of the President*, January 1972, p. 83.

59) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和46年11月, pp. 9-12を参照されたい。

60) *Economic Report of the President*, January 1972, pp. 85-90, および *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 54-56, pp. 143-153を参照。なお1971年10月7日、ホワイトハウスから発表された「凍結解除後の経済安定計画」については、『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和46年11月, pp. 1-9, および『海外経済月報』(経済企画庁調査局海外調査課), 昭和47年1月号, pp. 67-76を参照した。

られ、このため第1段階で設立された生計費委員会のもとに、新たに賃金委員会、物価委員会、利子・配当委員会等の諸機関が設置された。

(1) 生計費委員会 生計費委員会は、経済安定計画の実施のために、凍結解除後においてもその機構を継続するものとされ、大統領から政策と目標を設定する権限を委譲された。生計費委員会の構成メンバーはこれまでと同様であった。

生計費委員会は、凍結解除後、計画の日々の運営には直接関与しないで、インフレ抑制目標を設定し、賃金委員会および物価委員会が公布する諸基準の検討を任務とした。また規制の励行は一次的には賃金委員会および物価委員会の責任であるが、生計費委員会は、計画が守られるために必要な場合、経済安定法に定められた制裁措置の実施を勧告することができるようになっていた。

生計費委員会は、インフレーション速度を1972年末までに凍結前の約半分である2～3%に落とし、その後さらに減速させるというインフレ抑制目標をかかげたが、この目標達成のために、価格・賃金の変更に關する監視手続きについて三段階の統制システムを設定した<sup>61)</sup>。すべての段階は同じ基準に従っているが、必要とされる報告の程度が異なるというものである。まず年間売上げ高が1億ドル以上の企業の価格変更、および5,000人以上の従業員を対象とする賃金変更は第1分類とされ、事前に価格、賃金の変更をそれぞれ物価委員会および賃金委員会に事前通告し、承認をえることが必要とされた。また第1分類の企業は、四半期ごとに価格、コスト、利益についての資料を物価委員会に報告しなければならなかった。年間売上げ高が5,000万ドル以上で1億ドル未満の企業の価格変更、および1,000人以上5,000人未満の従業員を対象とする賃金変更は第2分類とされ、価格変更の場合には、価格、コスト、利益についての資料を物価委員会に四半期ごとに報告し、賃金変更の場合には、賃上げ

61) 詳しくは、『海外経済月報』(経済企画庁調査局海外調査課)、昭和47年1月号、pp. 77-79を参照されたい。

額を対象従業員の人数の資料とともに賃上げが実施されるときに賃金委員会に報告しなければならなかった。年間売上げ高が5,000万ドル未満の企業の価格変更、および1,000人未満の従業員を対象とする賃金変更は第3分類とされた。このグループの価格変更は、物価委員会に事前通告または定期的な報告の必要はないが、価格、コスト、利益の変化について適切な記録を保持するように求められ、一般の監視と立入り検査を受けることがあるとされた。また賃金変更に関しても、監視と立入り検査を受けるが、事前通告と定期的な報告は要求されなかった。

(2) 賃金委員会 「公平を維持し、非インフレ的な賃金、給与の調整をはかる」ための一般的基準と、具体的な調整要求を検討するために賃金委員会が設立された。賃金委員会の構成は労働者代表5名、使用者代表5名、および公益代表5名の三者構成になっていた。賃金委員会の委員長は、公益代表のなかから1名が指名されることになっており、ジョージ・ボルト判事が任命された。

同委員会は、自由な団体交渉の実施を認めるが、その結果生じた契約条項が同委員会の定める賃金ガイドラインに合致しているかどうかを分析し、検討することを任務としていた。契約条項がガイドラインに合致していない場合には、他の措置をとるように指示したり、経済安定法によって規定されている制裁を勧告する権限を所有していた。

建設業安定委員会は、1971年の初めに設立されたものであったが、第2段階においては賃金委員会のもとで業務を続けた。<sup>62)</sup>

(3) 物価委員会 物価・賃貸料の妥当な引上げに関する基準を作成し、

62) 労働者側は、生計費委員会が賃金・物価の変更について最終的発言権をもつという大統領演説中の示唆に不満を示し、賃金委員会の決定が生計費委員会の拒否権でくつがえされることはないということを確認して始めて委員会への参加に同意した。Cf. Silk, *op. cit.*, p. 76 (吾郷訳, 前掲書, pp. 94-95)。

63) 建設業安定委員会の活動状況は、Albert Rees, "The Construction Industry Stabilization Committee : Implications for Phase II," *Brookings Papers on Economic Activity*, 3 : 1971が詳しい。

その運用にあたる機関として物価委員会が設立された。同委員会は大統領により任命された7人の一般市民によって構成されている。大統領は同委員会の構成員1名を委員長に指名することになっていた。

同委員会が設定した一般的ガイドラインおよび手続きは生計費委員会による検討の対象になるが、個別の要請に対する同委員会の決定は最終的なものであり、生計費委員会への上告の対象とはならないことになっていた。

物価委員会のなかには、家主、地主、借家人、借地人および他の利害関係者の代表で構成される家賃・地代委員会も設けられた。この委員会の任務は、家賃・地代に関する基準および手続きについて勧告を行ない、また基準が自主的に守られるように援助することであった。

物価委員会が公布したガイドラインおよび基準が自主的に守られない場合、同委員会は経済安定法によって定められている制裁を発動する権限をもっていた。

(4) 利子・配当委員会 利子・配当の規制は、1970年経済安定法で規制対象外となっていたため第1段階で実施されなかったが、第2段階においては、生計費委員会で再検討されることを条件にして自主的規制計画を作成・実施するための利子・配当委員会の設立が提案された<sup>64</sup>。これとともなって大統領は、利子および配当を規制する予備的権限を与えるよう議会に経済安定法の改正を要請した。

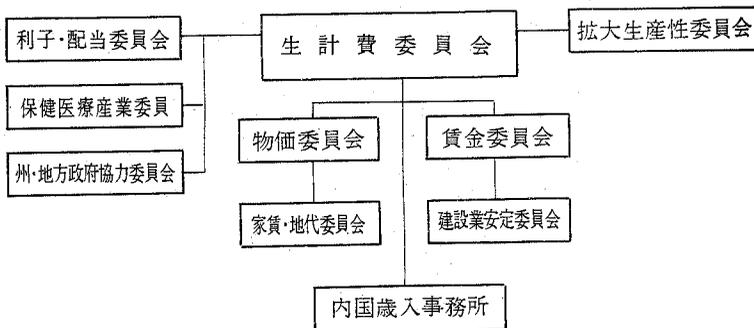
同委員会は、連邦準備制度理事会議長が委員長をつとめ、財務長官、住宅都市開発長官、商務長官、連邦住宅貸付銀行理事会議長、連邦預金保険公社総裁が構成メンバーとされた。

---

64) シルクは、ニクソン政権が配当についてのガイドラインを設定することを望んでいなかったのに配当規制にふみきった理由として、二つあげている。一つは賃上げ抑制にみあった公平を要求する労組対策であり、もう一つは、配当増加率を低水準にしておくことによって、賃上げ率も低く抑えられると考えたからであるとしている。Cf. Silk, *op. cit.*, p. 77 (吾郷訳, 前掲書, p. 96).

(5) その他 1970年6月に設置された全国生産性委員会が拡大されて拡大生産性委員会となった。同委員会は、物価を抑制し、生産を増大させる手段として、生産性向上を促進する措置を大統領に勧告することを目的としていた。さらに拡大生産性委員会は、特定の分析および勧告を行なうことによって生計費委員会を補佐する役目ももっていた。同委員会は、労働者、企業家、一般市民および連邦政府の各代表者によって構成されている。さらに二つの特殊な諮問委員会が設置された。一つは保健医療産業委員会であり、もう一つは州・地方政府協力委員会である。前者は、医療費の規制計画の基準を適用するための方法を提示し、コストおよび物価の上昇を規制する上で、業界の自主的協力を確保するために設立されたもので、貸金委員会と物価委員会に助言することができるものとされた。同委員会は、医療専門家およびその関係職業、病院、保険業、その他関連産業、消費者および公益の代表者をもって構成されている。後者は、州・地方政府の貸金支払い、租税、およびこれら政府が課す使用料が、安定計画に与える影響を再検討することによって、州・地方政府に協力を要請するために設立されたものである。同委員会は、生計費委員会に助言し、貸金委員会と物価委員会を支援する役割ももっていた。同委員会は、大統領により任命された州および地方政府ならびにその職員団体の代表者により構成されている。

第2図 貸金・物価規制の第2段階の機構



最後にこれら諸委員会の構成を図示すれば、第2図のようになる。第2図に示されている内国歳入事務所は、物価委員会および賃金委員会の政策指導および管理をうけてその業務を遂行し、結果を生計費委員会の事務局長に対して報告することになっていた。

〔B〕 計画実施の法的根拠

第2段階の計画実施の法的根拠は、第1段階の賃金・物価凍結の法的根拠であった1970年経済安定法である。しかし同法は、1972年4月30日で失効することになっていたので、大統領は、1971年10月19日、議会に対して同法の有効年限を一年間延長し、1973年4月30日までとするといった内容を含む1970年経済安定法の改正法案を提案した。その他の主要改正点として、それは次のような条項を含んでいた。<sup>65)</sup>

- (1) 現行法の規制対象外となっている利子および配当も規制できるようにする。
- (2) 現行法の規定する違反1件あたり5,000ドルの罰金に加え、2,500ドルの行政罰を課することができるようにする。
- (3) 臨時緊急控訴裁判所を新設し、賃金・価格案件を処理させる。
- (4) 生計費委員会および新設の賃金委員会、物価委員会に対し、召喚状発出の権限を与える。

議会は、大統領の要請に応じて、71年12月14日に1970年経済安定法を1973年4月30日まで延長する法案を可決した。しかしながら審議の過程で経済安定法の内容はかなり修正され、前述の改正点の他につきのような措置が認められた。<sup>66)</sup>

- (1) 1971年8月15日より前に結ばれた契約に従って、凍結後に実施される予定であった賃金・給与の増加は、もしそれが賃金委員会の基準と「不合理なほどに斉合的でない」ということがなければ、支払い可能であるとされた。

---

65) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和46年11月, p. 4を参照。

66) Cf. *Economic Report of the President*, January 1972, p. 95.

(2) 凍結前に締結された契約で賃上げが決まりながら、凍結で実施が繰り延べられていた賃金・給与の上昇が認められた。さらに、もしそれが賃金委員会の基準と「不合理なほどに斉合的でない」ということがなければ、前にさかのぼって支払うことができるものとされた。

(3) 1971年8月15日より前の法律あるいは契約によって、価格・生産性が上昇し、税金が引き上げられたりしている場合には、これらの増加をカバーするために、賃金委員会の基準を無視して、賃金・給与の適及引上げが認められた。

(4) 使用者による諸手当、利益配分・年金・貯蓄計画、団体保険計画等は、もしそれらが賃金・給与および物価に関する基準と「不合理なほどに斉合的でない」ということがなければ、統制対象となる「賃金・給与」の定義には含まれないものとされた。

(5) 収入が標準以下の貧しい労働者の賃金上昇は、彼の収入が標準以上になり、もはや貧しい労働者とみなされないようになるまで、決して制限されないものとされた。

#### 〔C〕 第2段階のガイドライン

11月13日に凍結が終了する直前の11月2日に、利子・配当委員会が配当に関するガイドラインを発表したのに続いて、11月8日には賃金委員会が、11月11日には物価委員会が、それぞれ賃金、物価に関するガイドラインを発表した。<sup>67)</sup> 以下それらのガイドラインの内容について概観する<sup>68)</sup>

(1) 利子・配当委員会のガイドライン 一般的なガイドラインとして、

---

67) ホワイトハウスから10月7日に発表された「凍結解除後の経済安定計画」では、賃金委員会、物価委員会が、凍結解除後までにそれ以降の期間に適用される基準を作成することができない場合には、生計費委員会が暫定的な基準を提案することができる<sup>67)</sup>とされていた。そして賃金委員会および物価委員会が11月13日までに暫定的基準を作成しない場合には、生計費委員会が暫定的基準を公布することになっていた。Cf.『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和46年11月、p. 6.

68) 詳細については、『海外経済月報』(経済企画庁調査局海外調査課)、昭和47年1月号、pp. 79—96を参照されたい。

1972年に支払われる普通株の現金配当は、株式分割、株式配当を考慮に入れた一株あたりの総年間支払いが、1969、70、71年に終わる企業の会計年度のいずれかの最高の配当支払いの4%を越えてはならないという基準が設定された。<sup>69)</sup> 1969年から71年の間に普通株の配当を支払わなかった会社、また一般的基準に従って1971年に許される配当が、1971年に終わる会計年度に税金と、優先株に支払う配当とを除いた純収益の15%を越えない場合は、1971年の純収益の15%を越えない額を、1972年に普通株に対して支払うことができるものとされた。

このガイドラインは、総資産100万ドル以上、株主500名以上の企業、および1934年の証券取引法により、資産報告義務のある会社または株式資本を持つ保険会社に適用された。またこのガイドラインは、1972年に支払われる配当に対して1971年11月15日から効力を発し、1971年に支払われる配当については1971年12月31日まで凍結を続けるものとされた。

(2) 賃金委員会のガイドライン ガイドラインはつぎの3つの規定からなっていた。

第一に、許容しうる年間賃金支払いの上昇は、生産性上昇と生計費の<sup>70)</sup>動向から正当とみなされるものでなければならないとし、新規の賃金契約<sup>71)</sup>に対する一般的な基準は5.5%と設定された。

---

69) ガイドラインの基準期間が企業の最近の3会計年度の一つにされたのは、利子・配当委員会の声明によると、「多くの会社にとって収入と配当が年々違っている」ため、「公正と合理的な柔軟性を保つため」とされている。Cf.『海外経済月報』(経済企画庁調査局海外調査課)、昭和47年1月号、pp. 94-95。

70) ガイドラインの設定にあたって、生計費の動向が考慮されているという点が、1960年代初期の賃金ガイドラインと異なる点である。1960年代初期の賃金ガイドラインの概要については、たとえばCagan, P. and others, *Economic Policy and Inflation in the Sixties*, 1972, pp. 156-168を参照されたい。

71) 1972年のCEA年次報告によると、この5.5%という数値は、インフレーションの目標値2.5%と、アメリカのこれまでの長期的な経済全体の生産性上昇率3%から求められたものであることがわかる。すなわち賃金上昇率の目標  
(次頁につづく)

第二に、凍結期間中に一時的に延期されていた賃金・給与の引上げは、賃金委員会の是認にもとづいてのみ遡及できるものとされた。

第三に、現行の契約および11月14日より前に確立された賃金支払い慣行は、当事者または賃金委員会の5名以上の委員から求められた場合には審査を受けることを制約条件として有効であると認められた。

以上のようなガイドラインが、11月14日以降新しい労働協約に適用されることになった。労働協約が実施されていない場合には、現存する賃金支払い慣行に対して適用されるものとされた。ところで11月8日の発表では、こうしたガイドラインが適用される「賃金・給与」とは、個人的サービスに対して雇用主から与えられる直接・間接のすべての形の報酬を含むものとされていた。しかし前述したような議会による経済安定法の修正によって、雇用主による諸手当、利益配分・年金・貯蓄計画、団体保険計画等のいくつかの主要なものが、統制対象となる「賃金・給与」の定義に含まれないものとされた。その他、議会による修正は、貧しい労働者の賃金統制を対象外とし、雇用者の生産性の増加を反映させた協定の場合には、一般基準に例外を認めるように賃金委員会に要求することになった。

(3) 物価委員会のガイドライン 物価委員会は、経済全体の平均的な物価上昇率を年率2.5%以下に保つことを目標にすると発表した。これは、1972年の終わりまでに物価上昇率を2~3%以下に引き下げるという生計費委員会の目標に従ったものとなっている。物価委員会はまた、つぎのような一般的規定を設定した。すなわち何人も1971年11月13日より後に生じた資産、サービスの販売、賃貸を含む取引について、凍結期間に確立された上限価格(ガイドラインではこれを基準価格と呼んでいる)

---

値を5.5%とするとき、生産性上昇率が3%であるから、単位労働費用の上昇率は2.5%となる。したがって物価上昇率を単位労働費用の増加率に等しくさせることによって、生計費委員会によって設定されたインフレ目標を達成することができるという計算がなされたものと思われる。Cf. *Economic Report of the President*, January 1972, p. 96.

を越える価格や賃貸料を請求することはできないというものである。<sup>72)</sup> ただしつぎのような条件が満たされている場合には価格上昇が認められた。

(イ)製造業・サービス機関 これらに属するものは、1971年1月1日以降の彼らの最後の価格値上げ以来生じている許容しうるコスト増を計算に入れて、基準価格を越える価格を設定することができるものとされた。ただし価格引上げの結果、税引前の売上げ高利益率が基準期間（1971年8月15日より前に終わる企業の3会計年度の任意の2期間の平均を意味する）のそれを越える場合には、価格値上げは認められなかった。

(ロ)小売業・卸売業 これらに従事するものは、販売する財の初めて売りに出された当初から慣習的となっている利幅が、基準期間に一般的であった利幅に等しいかまたは小さい場合に、基準価格を越える価格を請求することができるものとされた。ただし、その引上げによって、基準期間に一般的であった税引前の売上げ高利益率を越えてはならないものとされた。

その他、不動産の賃貸、1954年徴税法により統制されている公益事業についても特殊な規制が採用されている。

以上のガイドラインに共通してみられる物価委員会の基本的態度は、利幅を個別の企業ごとに統制することによって、間接的に物価を統制するということである。

### 3 第2段階における財政金融政策

新経済政策による予算・租税措置は、実質GNPを増大させ、失業率の増大をくいとめた。しかし失業率は、1971年第VI四半期において、なお5.9%と高水準にあった（第6表参照）ため、1973会計年度の予算を提出するさいに、政府は1972会計年度の残りの期間に支出水準を引き上げることによって、経済を刺激するための付加的な手段をとることを明ら

72) 生計費委員会の指示によって、第1段階に続いて第2段階でも、未加工農産・海産物、有価証券などは、価格の統制対象からはずされた。第2段階においては、新しく中古品、売却処分品などが統制対象からはずされた。Cf. 『海外経済月報』（経済企画庁調査局海外調査課）、昭和47年1月号、pp.78-79.

かにした<sup>73)</sup>。事実第4表から明らかなように、1972年上半期の連邦財政収支の赤字は大幅となっている。1972年1月24日に発表された予算教書では、72年度予算に引き続いて73年度においても完全雇用予算原則を採用し、拡張的な予算措置をとることが明らかにされた。すなわち73会計年度予算の歳入見積もりは2,208億ドルであったが、73年度予算の歳出総額は2,463億ドルとされ、255億ドルの赤字が見込まれていた<sup>74)</sup>。また新経済政策の一環として発表された投資税控除、自動車の内国消費税の廃止は、第2段階においても続行され、個人所得税の免税額も、1972年1月よりそれまでの675ドルから750ドルに引き上げられることになっていた。こうした計画減税に加えて政府は、社会保険のための課税所得ベースを9,000ドルから10,200ドルに引き上げ、1972年初めから実施すると提案した<sup>75)</sup>。これらの財政措置は、第2段階において賃金・物価統制が行なわれていることから、インフレなき高成長を達成し、失業率の減少をもたらすものと期待されていた。したがって1971年がニクソン大統領のケインジアンとしてデビューした年であるとする<sup>76)</sup>と、1972年は彼が大変熱心なケインジアンであることを示した年であるといえよう。

ところで、1972年1月の予算教書で提案された歳出額は、6月初めの議会で2,500億ドルに増額修正され、連邦財政の赤字見込みは292億ドルとなった。こうした議会の態度に対して、ニクソン大統領は7月26日に特別教書を議会に送り、「こうした財政の膨張は必然的に税負担の増大と

---

73) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 41.

74) Cf. *The Budget of the United States Government (for fiscal year 1973)*, January 1972, pp. 15-16.

75) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 42. しかしこの提案は、10月の議会において修正され、課税所得ベースの引上げは1973年まで延期された。

76) このような見解は、たとえばFeige, E.L., "The 1972 Report of the President's Council of Economic Advisers: Inflation and Unemployment," *American Economic Review*, September 1972, p. 513においても示されている。

インフレにつながるもので、私はこの二つとも回避する決意である。たとえ拡大法案を議会が通しても大統領権限で拒否する」と強硬な方針を明らかにした。<sup>77)</sup> こうした方針は、第2段階の賃金・物価統制が実施されているものの、強力な超過需要が存在するときには、統制が有効に働かないのではないかという懸念にもとづくものである。またそれは超過需要が強大であるときの統制が、供給不足ややみ市場の出現という経済にとって望ましくないゆがみを発生させることを心配した上での方針である。こうした政府の意向は、1972年第Ⅲ四半期の連邦財政収支の赤字幅の縮小に反映されている（第4表参照）。

金融政策もまた、第2段階において適度に刺激的な姿勢が示された。もっとも1971年第Ⅳ四半期には、 $M_1$ の増加率が年率で2.2%と低水準にとどまった（第4表参照）が、FRBの1972年の政策は、経済活動および雇用の持続的成長を達成するような金融情勢を育成することを目標としていた。しかしそれが、政府の第2段階におけるインフレ圧力を軽減するという目的と非斉合的とならないように留意されて<sup>78)</sup>いた。

1972年の第Ⅰ四半期には、71年第Ⅳ四半期の貨幣供給の増大不足を埋め合わせるために、年率5.2%の貨幣供給の増大がみられた（第4表参照）。また連邦公開市場委員会は、貨幣供給の増大を維持するのに十分な支払い準備を提供するために、公開市場操作によりRPD（民間非銀行預金<sup>79)</sup>を支えるために利用可能な準備）を急速に増大させた。このように支払

77) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和47年8月、p. 13を参照。

78) Cf. Board of Governors of the Federal Reserve System, *59th Annual Report*, May 1973, p. 41.

79) 連邦公開市場委員会は、最近、公開市場操作における銀行準備の尺度として、RPDに着目しているようである。それは、RPDが、加盟銀行の総準備から、連邦政府預金・銀行間預金のように、その短期的な動きが経済に与える影響が小さい割に、変動幅の大きい項目に対して要請される準備を差し引いたものであるため、月毎および四半期毎のペースでかなり安定的でしかも経済に与える影響が大きい概念になっているからである。Cf. Board of

(次頁につづく)

い準備が急速に拡大したので、1971年8月半ば以降続いていた短期利率の下落は1972年2月半ば頃まで続いた。しかしながら1972年の第II四半期には、経済拡大にともなう貨幣および銀行信用に対する需要が、FRBが供給しようとした支払い準備よりも早い速度で増加したため、資金の超過需要が発生し、短期利率は上昇を始めた。こうした状況は72年の下半期にもみられ、ほとんどの短期利率は、12月末には2月の水準から2%以上上昇した。こうした短期利率の上昇にともない、商業銀行がプライム・レートを数回にわたって引き上げたため、プライム・レートは初春の4.5%から年末には6%になった。一方、長期利率は、1972年を通じてわずかの变化しかみせなかった。これは、資本市場にかなりの資金が流入していたこと、および証券市場の長期信用需要が適度であったことなどによるものである。また割引率も1972年には変更されなかった。それは72年の後半には、短期利率が割引率を上回ったが、年初においては割引率の方が短期利率より高いという状況にあったからである。<sup>80</sup>

1972年上半期の拡張的な財政金融政策は、経済拡大を促進するものと期待されたが、過度の貨幣供給は、インフレ期待を増すという配慮から、 $M_1$ の増加率は72年第II四半期以降漸次低下傾向にある。こうした貨幣供給の減少傾向は、短期利率の上昇圧力とあいまって金融引締め傾向を醸成し、賃金・物価統制とともにインフレ抑制的に作用することになった。

#### 4 強制的賃金・物価統制の影響

賃金・物価が凍結されていた第1段階には、前述したように賃金・物

---

Governors of the Federal Reserve System, *59th Annual Report*, May 1973, pp. 42-43, およびMorris, F. E., "RPDs as the Target, in *Controlling Monetary Aggregates II: The Implementation* (Conference Series No.9), Federal Reserve Bank of Boston, February 1973.

80) Cf. Board of Governors of the Federal Reserve System, *59th Annual Report*, May 1973, pp. 44-45.

値上昇に減速傾向がみられた。しかし第7表により、凍結期間にほぼ見合う71年8月から11月の間の上昇率と、凍結解除直後の71年11月から72年2月までの間の上昇率を比べてみると、凍結解除直後に凍結期間の反動が、賃金・物価の急騰となって現われている。

まず消費者物価は、総合指数で見ると、凍結期間の3カ月間には1.6%の上昇率にとどまっていたが、凍結解除直後の3カ月間には3.9%の上昇率に加速している。しかし消費者物価を項目別にみると、変化の方向・程度はかなり異なったものとなっている。交通費は凍結解除直後も凍結期間と同様の率で下落し、住居費・衣料費はわずかながら値下がりしている。これに対して、食料費、保健・娯楽費は値上がりしている。とくに食料費の値上がりは顕著であり、凍結期間に3.4%の率で下落していたものが凍結解除後には10.7%という高率の上昇率を示している。したがって凍結解除直後の総合消費者物価指数の急騰は、食料品の値上がりによるものであることがわかる。

つぎに卸売物価は、総合指数で見ると、凍結期間の3カ月間には1.4%の下落率を示したのに対して、凍結解除直後の3カ月間には9.8%という上昇率を記録している。こうした上昇率の急騰は、卸売物価の場合にはすべての項目にみられる。製造業の製品の卸売価格は、凍結期間に1.4%の率で下落したが、凍結解除直後には7.0%という上昇率を示した。こうした製造業の製品価格の上昇加速はかなりのものであるが、農産物および加工食品・飼料の卸売価格の上昇加速はそれを上回るものであった。この農産物および加工食品の卸売価格の高騰が、前述の食料費の急騰の原因になった。

賃金は、非農業で見ると、凍結期間の4.6%から、凍結解除直後の8.0%に上昇加速しているが、産業別にみるとかなり異なった動きを示している。建設業、サービス業を除く他の産業は、かなり急速な賃金上昇を記録した。なかでも鉱業の賃金上昇は大幅に加速している。これに対し、サービス業の賃金上昇率はわずかしこ増加せず、建設業の場合には、逆に賃金上昇が減速している。建設業の賃金上昇の鈍化は、建設業安定委

員会が設立されたことの影響が早くも現われたものと解釈される。

このように凍結解除直後に、賃金・物価は概して急上昇をみせたが、その後しばらく落ち着いた推移を示した。われわれの第7表においても、72年2月から5月までの3カ月間に、凍結解除直後の71年11月から72年2月までの3カ月間よりも、賃金・物価の上昇率が急激にスロー・ダウンしているものが多い。とくに賃金指数はすべての産業で上昇率が低下している。非農業の賃金指数でみるかぎり、賃金上昇の減速傾向は72年8月頃まで続いている。しかし物価上昇の推移の落ち着きは長続きせず、消費者物価・卸売物価の総合指数は、春の終わり頃からまた上昇率の加速を始めた。72年2月から5月までの3カ月間と、72年5月から8月までの3カ月間で、項目別の価格指数の上昇率を比較し、総合指数の加速原因をさぐってみよう。

まず消費者物価は、項目別にみると、衣料費、交通費、保健・娯楽費は、値下がりしているのに対して、食料費、住居費は値上りを示している。とくに食料費の値上りはめざましく、なかでも肉魚の価格の急騰が目される。こうした食料品価格の激しい上昇を前にして、政府は6月下旬、食料品価格の値上りの中心となっている食肉の需給を安定させるために、食肉の輸入割当を撤廃し、さらに6月30日以降それまで価格規制対象品目から除外されていた未加工農産物・生鮮海産物を新たに価格規制対象品目に加える旨発表<sup>81)</sup>した。

つぎに卸売物価についてみると、農産物、加工食品・飼料の価格の顕著な高騰がみられ、製造業の製品価格も、非耐久財の価格上昇を反映してわずかながら上昇加速傾向が認められる。製造業の価格上昇は、新経済政策で採用された国内景気振興策が、第2段階においても引き続いて採用されたことにより、経済の拡大テンポが速まったことによるものであ

81) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和47年8月、pp. 12-13を参照。なお未加工農産物の価格規制は、原則として生鮮野菜、生鮮・自然乾燥果実、卵、はちみつ等の未加工農産物全般にわたるものとされたが、穀物、大豆、生きた家畜については、従来どおり規制対象から除外された。

る。事実72年第II四半期には、実質GNPが9.2%というニクソン政権になってからの最高の成長率を示し(第5表参照),長い間6%前後の高水準を推移していた失業率も72年第III四半期には5.5%にまで低下した(第6表参照)。このような経済拡大にもかかわらず製造業の価格の上昇加速がわずかに止まったのは、第2段階の統制が有効に働いていたためと思われる。

こうした情勢のなかでニクソン大統領は、72年8月12日に、新経済政策実施から1カ年の経済情勢の推移と今後の問題点を織り込んだ「1972年の年央経済」と題する特別報告を発表した。新経済政策の発表以来の具体的な成果として、実質GNPの高成長にもかかわらず、物価上昇率は主要先進国のなかではもっとも低く、不況とインフレに苦しんだ71年の夏と経済情勢が一変していることを強調している。また賃金・物価統制が着実にその成果を収めているものの、インフレ抑制には需要の爆発的増加を避ける<sup>82)</sup>必要がある、財政支出の増大を差しひかえるべきだと主張していた。

こうしたニクソン大統領の意向を反映して、72年第III四半期の連邦財政支出が前期に比べて削減された結果、連邦財政収支の赤字は小幅なものとなった(第4表参照)。さらに貨幣供給の増加率が、前述したように72年下半年期において漸次低下し、金融引締め策がとられたことから、実質GNPの成長率はやや低下した。これに対応するように、春の終わり頃から加速傾向をみせていた製造業の製品の卸売価格は、72年の8月から11月にかけて減速に転じた。また食料品の値上がりに対して6月下旬からとられた政府の政策の影響で、農産物の卸売価格も、72年の8月から11月にかけては落ち着きをみせた。このため総合卸売物価は、この期間に減速傾向を示した。農産物の卸売価格の上昇鈍化は、消費者物価の食料費の上昇率を下落させたが、この期間に衣料費、保健・娯楽費の上昇が

---

82) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課),昭和47年8月,pp. 6-7, および pp. 12-13を参照されたい。

加速したために、72年8月から11月の間の総合消費者物価は、前の3カ月に比べて上昇加速することになった。

1972年第Ⅳ四半期には、金融引締め策がとられていたが、連邦財政支出が大幅に増加され(第4表参照)、実質GNPの成長が加速したために、72年末には製造業の製品の卸売価格がまた急速な上昇を始めた。政府のとった食料品価格の安定政策により一時鎮静していた農産物の卸売価格も再び急上昇を始めたため、72年11月から73年1月までの間に、総合卸売物価は年率にして18.8%という高率の上昇率を記録した。こうした農産物の卸売価格の急騰は、消費者物価の食料費の上昇加速をもたらした。しかし72年末には、衣料費・交通費が下落に転じたのを始め、保健・娯楽費、住居費の上昇が鈍化したため、72年11月から73年1月までの間の総合消費者物価指数は、前期と同じ上昇率にとどまった。

ところで賃金指数は、前述したように凍結解除直後に急騰したが、その後72年8月頃まで穏やかな上昇率にとどまった。しかし8月以降各産業の賃金上昇率は、1972年の下半期に失業率が5.5%を下回るにおよんだことに対応するように加速を始めている。

以上の観察結果から、第2段階の賃金・物価統制が実施されていても、拡張的な財政金融政策により経済拡大テンポが急速になるとときには、賃金・物価上昇が加速していることがわかる。しかし第2段階を通じての賃金・物価の平均的な動向に注目すれば、第2段階の賃金・物価統制は有効に作用したものと判断できる。なぜならば、まず第一に、消費者物価の上昇は第2段階において凍結前よりかなり鈍化しているからである。しかも第2段階において値上がりの激しかった食料費を、第2段階の最初に未加工農産物が価格規制対象品目から除外されていたことを考慮して除いてみると、消費者物価の上昇鈍化の傾向は一層顕著になるからである。第二に、卸売物価は、総合指数でみると、第2段階において凍結前より<sup>83)</sup>上昇加速しているが、これは農産物や加工食品・飼料の異常な高騰を反映したものであり、製造業の製品だけについてみると、騰勢傾

向が若干鈍化しているといえるからである。第三に、賃金指数も第2段階において凍結前より上昇傾向が若干の鈍化を示しているからである。

しかし第2段階において物価・賃金の上昇率が下落したからといって、第2段階の統制自身がインフレーションを軽減させたということにはならない。この問題に関して、1973年のCEA年次報告は、対立する二つの見解を紹介して、つぎのようなコメントを加えている。第一に、統制がインフレ抑制に効果的でなかったとする見解があるが、これはインフレーションの率が統制前に下落していたこと、またインフレ率の下落において統制の前後に何ら鋭い不連続性が認められないという観察にもとづくものである。しかしこの見解は、統制前に起こったインフレ率の下落が、統制がなくても続いたであろうということを保証することができない点に弱点があるとしている。第二に、統制がインフレ抑制に有効だという見解は、過去の経験から導出される関係にもとづいて、統制がなかった場合のインフレーションの率を計量的に予測し、それが第2段階において現実に経験された率よりも大きいということから、統制がインフレ率をその差額分だけ減少させたのだとする。しかしこの見解には、インフレーションを予測する手法に信頼性の問題があり、計量結果に確信をもてないとしている。<sup>84)</sup>

以上のようなコメントを加えたのち、CEAは、<sup>85)</sup>「統制が物価・賃金の上昇を抑制したように思われる多くの事例があり、また統制が物価・賃

83) 1973年のCEA年次報告は、農産物価格の上昇原因として、第一に、国内の食料生産が、年初のとうもろこしの虫害と72年の悪天候を含む望ましくない自然条件のために減少したこと、第二に、食料輸出が海外でも悪天候のために非常に増大したことを主要な要因としてあげている。Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 57.

84) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 60-61.

85) CEAは、1968年と、1970年から1972年までの間の各年における団体交渉の協定にみられた賃金調整の大きさの分布を調べている。Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 62, Table 17. これによると、

(次頁につづく)

金の上昇を刺激したという事例を見つけることはむずかしい」ということから、減少の程度ははっきりしないが、「統制がインフレーションの率<sup>86)</sup>を減少させたということはあるようだ」という見解を明らかにしている。

こうした第2段階におけるインフレの軽減は、人々のインフレ期待をも減少させたようである。C E Aの世論調査報告によると、今期インフレーションの危険があると考えていると答えた人々の割合は、凍結前の約85%から、1972年12月には約60%に減少し、さらに調査時点において一年前よりもインフレーションを心配していると答えた人々の割合も約70%から約35%<sup>87)</sup>に下落したとしている。したがって、インフレーションの減速とともに、その持続ないしは加速化に対する一般的懸念の軽減という第2段階の賃金・物価統制の所期の目的は、ほぼ達成されたものと考えられる。

#### 5 第2段階の賃金・物価統制の問題点

第2段階の賃金・物価統制は、上述のように概して望ましい成果をあげたと考えられるが、その運用上にはいくつかの考慮すべき問題点がある。

まず第一に指摘できる点は、統制の適用範囲が非常に広範囲にわたっているということである。もとより第2段階の統制は、巨大企業、巨大労組ほど厳しい監視手続きがとられることになっているが、未加工農産物などの一部品目を除くすべての業種に適用されることになっていた。このように統制の適用範囲を広くすることは、必然的に統制プログラムの管理費用を増大させることになる。1973年のC E A年次報告によると、第2段階の実施に動員されたスタッフは約4,000人で、生計費委員会、賃金委員会、物価委員会および関連機関への支出は約8,000万ドルにのぼ

---

1970年および1971年から1972年にかけて、10%以上の賃金上昇をかちとる労働者の割合が著しく減少していることがわかる。このことは、統制により賃金の大幅な上昇が抑制されていることを示すものと解釈されよう。

86) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 61.

87) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 63.

たとされている。<sup>88)</sup> これらの管理費用は、それがもたらす効果に比べれば相対的に小さいように思われるが、これだけの費用をインフレ原因になっていると思われる業種・企業の統制のために重点的に使用するならば、統制はより効果的なものとなるであろう。こうした観点から、アクリーは、第2段階の強制的物価統制が、一連の特殊な基本的原材料の価格および巨大企業によって設定されるすべての卸売価格に限定されるべきであったと主張している。さらにアクリーは、未加工農産物の価格統制が免除されたことをつぎのような理由により支持している。農産物の価格統制は、莫大な管理費用のみならず詳細で緻密な規制を必要とするので、現在のような条件のもとでは実施不可能と思われること、また農産物の価格安定には、直接統制以外にとられるべき多くの手段があることを指摘している。<sup>89)</sup>

第二の問題点は、統制基準そのものにみられる。まず物価委員会のガイドラインによると、第2段階には、凍結期間に確立された上限価格である基準価格を越える価格を請求することは原則としてできないことになっていたが、単位費用が上昇している場合、利幅が増大しないかぎり、上限価格の修正が認められた。しかし単位費用の上昇にもとづく上限価格の調整は企業に任されていたので、企業は現実のコスト増加以上に上限価格を高くし、利幅をひろげようとする傾向がみられた。こうした傾向は、利幅のチェックにより規制可能のように思われるが、実際には単位費用の測定のみずかしさからチェック不可能である。たとえば、異なった価格で購入された同じ原材料、購入のさいの割引、企業の別の部分から移転された原材料の費用等を企業はいかに扱うであろうか。もし

88) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 66. CEAによれば、こうした行政費の他に、統制を受ける側でも、事前通告の手続きを行ない、報告書を作成・提出し、記録を保持するのには、はかりしれない費用が必要とされたとしている。

89) Cf. Ackley, G., "Observations on Phase II Price and Wage Controls," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1 : 1972, pp. 175-176.

ある方法でより大なるコスト増が計算されれば、企業はそうした方法を不可避免的に選ぶであろう。したがってみかけ上は利幅を不変に保つていようとみえても、単位費用の計算に水増しが含まれていることから、実際の利幅は増大していることになる。つぎに貸金委員会のガイドラインによると、許容しうる賃金上昇は、生産性上昇と生計費の動向から正当とみなされるものでなければならぬとされているが、ケネディ＝ジョンソン政権のガイドポスト政策でも問題になったつぎのような生産性の測定をめぐる諸問題から規制が困難視される。すなわち個別企業の生産性を測定する場合、基準年次の選択、どのレベルの生産性を測定するかによって、生産性は大きく変動するからである。

第三の問題は、第2段階の統制システムの展開と管理において、公平が保たれているかどうかということである。第2段階の統制に対して、労働者側は、過年度に締結された賃金引上げが統制基準の範囲内でしか認められないことに大きな不満を示すとともに、賃金統制のみが厳格であり、物価・賃貸料・配当の統制にあいまいな点が多く、とくに利潤に対する統制が不十分である点を問題とした。他方、経営者側は、第2段階の価格統制のもとでは、生産性を上昇させることによってコスト・ダウンを実現した企業ほど価格引上げが不可能という不合理がみられ、経営努力に対する刺激を失わせることになると批判している。また物価委員会のガイドラインによると、単位費用の上昇による価格引上げは、それによって売上げ高利益率が過去3年のうちの2年平均を越えることになる場合には認められないから、売上げ高利益率は過去3年の異常な不況期における低水準に釘付けされることになると不満を表明している。

このように第2段階の統制システムの公平についての一般の議論や不平等は、賃金と利潤との関係に関連している。1973年のC E A 年次報告は、第2段階において公平の達成に多くの努力が払われたとしながらも、国民所得における労働所得の分け前が第2段階の統制期間に利潤の犠牲の上に好転したという事実をあげて、統制プログラムは労働者に有利に展

開したという見解を示している。<sup>90)</sup>

最後に、第2段階の物価統制では利潤率が規制されていることから、企業の生産性上昇に対する意欲および投資への悪影響が心配された。しかし1973年のCEA年次報告によると、これらの悪影響は顕在化しなかったとして、その理由をつぎのように分析している。まず1972年に生産性の著しい上昇がみられたのは、他企業との競争のためにコスト上昇の抑制に迫られたことが第1の理由であり、さらに統制の寿命が短期間であると期待されたことが、統制の終了後に企業の被害が大きくなるような経営行動をとることを慎重にさせたという理由をあげている。つぎに1972年に企業の投資がかなり増加したのは、統制が比較的短期間のものであり、したがってそれが投資収益の将来の流れに与える影響は小さいと企業が考えていたのではないかということ、および配当支払いが統制により抑制されていたという二つの理由による<sup>91)</sup>としている。このように統制の持続期間が比較的短期間と考えられたことが、統制の悪影響を最小限にしたものと思われる。もし物価統制がより長期になると、企業の生産性・投資への悪影響のみならず、経済全体の生産・分配上にもゆがみが生じると思われるが、1972年の間にはこうしたゆがんだ影響はほとんどみられなかった。また賃金規制も長期化すれば、労働争議が悪化し、ストライキが増加する可能性が大きくなるが、1973年のCEA年次報告は、1972年には産業の平和が保たれたとし、その理由として世論の強い支持のもとに労働者と組合指導者の間に協調的な態度がみられたことを指摘<sup>92)</sup>している。

以上みてきたように第2段階の賃金・物価統制には、いくつかの問題点がみられるが、統制によってインフレーションが減速し、インフレ期待も軽減されたという事実、および概して世論の支持がえられたという

90) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 64-66.

91) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 67.

92) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 66-67.

ことを考え合わせると、第2段階の統制は一応成功したものと判定されよう。

## VII. 賃金・物価規制の第3段階

### I 第3段階の賃金・物価規制の概要

ニクソン米大統領は、1973年1月11日、賃金・物価等の規制は同日付をもって第2段階を終わり、第3段階に移行すると発表した。第3段階の計画の概要はつぎのとおりである。

#### 〔A〕 賃金・物価統制方法の変更

第2段階においては、賃金・物価上昇のガイドラインが法的に規制されていたが、第3段階では、食料品その他の一定分野を除いて法的規制が大幅に緩和され、企業と労働者の自主規制に任されることになり、その行動につき事前承認を受ける必要がなくなった。しかしながら企業と労働者の行動が一般的規制基準と適度に一致しているかどうかを検証するために、つぎのような手続きがとられることになった。

まず価格変化に関しては、特別の規則が適用される食料品・医療関係の企業および例外を除き、(イ)売上げ高5,000万ドル以上のすべての企業は、利潤マージンの変化および価格変更をつねに記録し、これらの記録を要求に応じて提示する義務をもつものとされ、(ロ)売上げ高25,000万ドル以上のすべての企業は、価格変更のすべてと利潤マージンに関して、四半期毎に生計費委員会に報告しなければならないとされた。

つぎに賃金変化に関しても、別に規定される食料品・医療・建設関係および例外を除き、(イ)従業員1,000人以上のすべての事業所等は、賃金率変化の記録を保持しなければならず、要求に応じてこれらの記録を提示する義務をもち、(ロ)従業員5,000人以上のすべての事業所等は、賃金率変

93) 「アメリカの賃金・物価規制の第3段階」、『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課)、昭和48年2月、に掲載されている「1973年1月11日ホワイトハウスから発表されたステートメントの公式テキスト」を参照させていただいた。

化の報告を生計費委員会に提出しなければならないとされた。

このように第3段階では、賃金・物価の強制的統制から自主的規制に切り替えられたが、政府は、必要な場合に民間の行動を規制するための強制的権限を保持しておくために、1973年4月30日で失効することになっていた経済安定法の有効年限を一年延長するよう議会に要請した。<sup>94)</sup> すなわち第3段階の賃金・物価規制は、政府がいつでも介入できる体制を維持しつつ自主的規制に切り替えられた。<sup>95)</sup>

### 〔B〕 賃金・物価統制機構の変更

上述のような賃金・物価の統制方法の変更と同時に、第3段階においては、統制機構にも若干の変更がみられる。

まず物価委員会、賃金委員会が廃止され、その代わりに生計費委員会のなかに物価部および賃金部が設けられることになった。したがって第3段階においては、生計費委員会が経済安定計画の中心機関となった。<sup>96)</sup> 生計費委員会は、特定産業の将来の行動を国全体としての目標と一致させるために必要な場合、強制力のある基準を設定する権限をもつものと

---

94) 経済安定法の一年延長は、同法が期限切れとなる4月30日に議会を通過し、成立した。同日採決された法案は、経済安定法の1年間延長のほか、①年間売上げ高25,000万ドル以上の企業が1.5%以上の値上げを実施する場合には、その理由を説明する資料を公表させる②緊急時において石油製品を配分する権限を大統領に与える③ニクソン大統領は同法を歳出拒否の口実に使わない④賃金規制の対象外となる労働者の賃金基準を、現行の1時間あたり2.75ドル以下から3.50ドル以下に引き上げるといような条項を含んでいた。

95) シュルツ財務長官は、第3段階の政府の強制権限を「棚にしまっておいた鞭 (stick in closet)」と形容している。Cf. *Wallstreet Journal*, January 12, 1973.

96) 第3段階の生計費委員会の構成メンバーには、これまでのメンバーの他に、保健・教育・福祉長官、およびA. Armstrong 大統領顧問が新たに加わった。また生計費委員会の新しい事務局長として、John Dunlop が任命された。なお第2段階の物価委員会、賃金委員会およびすべての諮問委員会は、行政命令の日、または生計費委員会の委員長が決定するそれより前の日から数えて90日以内に廃止されることになっていた。

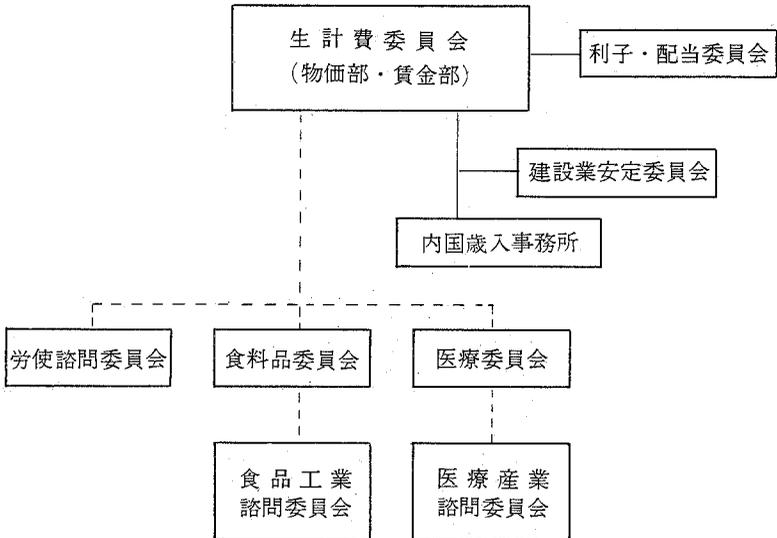
された。したがって物価・労使交渉の監視を通じて、計画の基準ないし目標と合致しない行動がなされたか、またはなされようとしていることを知った場合、生計費委員会は上記の権限にもとづき、つぎの三つの措置をとることが可能であった。(イ)当事者に情報の提供を要求し、また現在および将来において基準ないし目標に反する行動はしないという明確な保証を要求すること。(ロ)公聴会を開催すること。(ハ)特別規制を定め、または命令を発して、産業・企業の企図した価格・賃金に関する行動につき特定の法的拘束力のある水準を示し、直ちに制止すること。これらの規則・命令によって、実施済みの価格・賃金引上げを元に戻すという要求をすることも可能であった。

賃金委員会が廃止されたが、第2段階で賃金委員会のもとにあった建設業安定委員会は、第3段階においても、(イ)建設業における労使交渉の構造改善、(ロ)建設業の賃金上昇率を経済全体の賃金上昇率と一致させること、をめざして活動を続けることになった。

また賃金委員会の廃止にともない、第2段階の賃金統制の一般基準を改訂すべきか否か、改訂するとすればいかに改訂するかということを助言するための労使諮問委員会が、生計費委員会のなかに設置された。さらに生計費委員会のなかには、食料品および医療に関する専門委員会が設けられた。食料品委員会は、食料品価格に悪影響を与える政府の政策に検討を加え、しかるべき変更を勧告することを目的としている。この目的のために食品工業諮問委員会も作られた。医療委員会は、医療費の上昇を緩和できるように政府計画を検討し、その変更について勧告することを目的としている。このため民間有識者からなる医療産業諮問委員会が設けられた。

その他、利子・配当委員会は、第2段階に引き続いて再設置されることになった。また内国歳入事務所は、生計費委員会のスタッフとともに、(イ)企業・事業所等から受理した報告の審査、(ロ)現場でのチェックと企業の記録の監査、および(ハ)政府・業界団体のもっているデータの利用、を手段として計画の実行状況を監視することを任務とした。

第3図 賃金・物価規制の第3段階の機構



したがって第3段階におけるこれらの統制機関の機構を図示すれば、第3図のようになる。

〔C〕 第3段階のガイドライン

ニクソン米大統領は、1973年1月11日、第2段階から第3段階への移行を発表したさいに、政府の政策および民間のビヘイビアの指針として、インフレーションの率を1973年末に2.5%ないしそれ以下に引き下げることをご提案した。そしてこの目標実現のために、以下に述べるような賃金・物価規制の一般的基準を発表するとともに、食料品・医療・建設業および利子・配当に対しては、第2段階の特別規制を続行するというごことを明らかにした。

(1) 一般的基準 まず一般的な物価規制基準として、第2段階で承認されていた年間2.5%の上昇率が目標とされ、それを上回る価格引上げは、コストの増加を上回ってはならないという指針が明らかにされた。しかもコストが増加した場合でも、ある企業の利潤マージンがその企業にと

っての基準期間の利潤マージンを越えているか、あるいは企業の平均的な価格引上げが年間1.5%以上であるならば、価格引上げは認められないものとされた。コスト・価格・利潤その他の定義や計算方法については、第2段階の物価委員会が定めた規定を手引きにすることができるが、利潤マージン算定の基準期間に関しては、1971年8月15日以降に終わった会計年度も基準期間に含まれるものとされた。

つぎに賃金規制に関しては、生計費委員会の労使諮問委員会に適切な規制基準が諮問されているが、その答申が出るまでの当分の間、第2段階の一般基準（年間上昇率の上限を5.5%とする）を、賃金引上げの妥当な最高限を示す指標として使用することができるものとされた。

(2) 例外的規定 食料品・医療の価格・賃金規制、建設業の賃金規制および利子・配当規制にあたっては、第2段階の統制方法が適用されることになった。したがって食料品加工業者は、価格引上げにあたって、それがコストの動きから正当化されるものでなければならず、また事前通告および承認を必要とするという第2段階の価格統制基準に従わなければならないものとされた。また食料品の小売業者は、現在の値ざやを維持すべきであるとされた。医療部門に対しては、第2段階で設置された保健医療産業委員会によって提示された医療費の規制計画が、第3段階において生計費委員会のなかに設けられた医療に関する専門委員会により適当な修正が勧告されるまで続けられるものとされた。建設業に対しては、建設業安定委員会の活動によってもたらされる賃金の伸び率の緩和を、建設価格の調整に反映させる規則を設けることが明らかにされた。最後に、利子・配当に対しては、大いに成果のあがっている第2段階の自主規制を、バーンズFRB議長の監督のもとで続行することになった。

## 2 第3段階の賃金・物価規制の特色

第2段階から第3段階への移行にみられたもっとも大きな制度上の変化は、前述したように強制的統制から自主的規制に切り替えられたことである。賃金・物価の自主規制という点で、第3段階の統制はケネディ＝ジョンソン時代のガイドポスト政策に似たものとなった。しかし第3

段階では、必要に応じて政府が強制権限を導入することが認められていた。この点で第3段階の規制は、ケネディ＝ジョンソン時代のガイドポスト政策と性格を異にしている。

それでは景気が一段と弾みをつけ、インフレ再燃の恐れが強まっている時点で、なぜ政府は強制的統制から自主的規制に切り替えたのであろうか。1973年1月11日ホワイトハウスから発表されたステートメントの公式テキストによると、1971年8月15日以降とられている規制システムは、公正にかつ生産または生産性をあまり阻害することなく、インフレを減速させ、インフレ期待を減衰させたと、その成果を評価する半面、統制システムの運用面からえられた経験にもとづいてつぎのような反省を行なっている。すなわち現行制度が拡大する経済のなかで長期化すれば、政府と国民の双方にとって、官僚的形式主義や事務量が增大し、正常な商行為の遅滞や、個人・企業の取扱いにおける不公平が発生し、能率と投資へのインセンティブが弱くなってしまうことを心配している。ホワイトハウスの公式テキストは、このようなアメリカ経済の直面する危険を少なくし、インフレ抑制努力を続行するために、制度改正を行なったとしている。事実、自主規制への移行にともなう統制機構の改革では、第3段階の計画の所要人員を第2段階の約4,000人から2,000人程度に減少させ、管理費用の軽減がめざされている。また自主規制への移行にともなう統制方法の変更は、統制の弊害を少なくすることが意図されている。

こうした自主規制への移行は、ニクソン大統領および彼の側近が絶えず強調してきたように、賃金・物価規制は恒久的なものではなく、インフレ圧力が抑制され、経済の安定が達成されれば、統制は直ちに撤去されるという方針にも沿うものである。また景気が回復した時点で自主規制に切り替えられたのは、経済拡大が進行してから統制を緩和するよりも、拡大の初期に緩和した方が、その直後の過熱が少なくすむということが念頭におかれていたものと考えられる。

しかし政府が規制基準を守るという厳しい態度を示さなければ、73年には多くの賃金交渉が行なわれることになっているから、賃金・物価統制

の大幅な緩和により、第3段階はゼロ局面に逆もどりしてしまうということが懸念された。そこで政府は必要に応じて導入することのできる強制権限を留保するものとした。また第2段階における食料品価格、および建設業の賃金の高騰にかんがみて、これらの部門では第2段階の統制基準を続行させた。これらの措置は、73年中に賃金交渉の行なわれる産業・企業に、過度の賃上げおよびそれに起因する過度の価格引上げを行なえば、食料品・医療・建設業と同じような特別の規制措置をおしつけられることになるから、それを避けたいと思わせることによって、インフレ抑制に役立つという副次的効果をもっていた。

### 3 第3段階の財政金融政策

ニクソン米大統領は、1973年1月11日に第2段階から第3段階への移行を発表したさい、そのなかで連邦支出があまりにも大幅にふえ、それがもとでインフレが再燃する恐れがあるとして、「政府は、歳出が、現会計年度では2,500億ドルを越えず、明年度には完全雇用のときに現在の税制が生み出す歳入を上回らないような予算を提出するであろう」と述べ<sup>97)</sup>ていた。

こうした意向を反映して、1973年1月29日に発表された1974会計年度<sup>98)</sup>予算教書では、新規の雇用機会が増大するような諸条件を創出し、維持することが引き続き連邦政府の責務であることを認めながらも、74年度予算の第一の任務は景気刺激ではなくてインフレ抑制であるとしている。このため1974会計年度の予算では、1972、1973両会計年度におけるような完全雇用予算原則による完全雇用指向型の拡張予算から、完全雇用予算原則によりながらもインフレ抑制型の緊縮予算に転換している。すなわち歳入が2,560億ドルと見込まれることから、歳出を2,687億ドルにおさえ、赤字を127億ドルにとどめている。この赤字額は、1973年度の赤字

97) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年2月, pp. 33.

98) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年3月, pp. 51-62を参照されたい。

見積もり額248億ドルに比べると半減している。また完全雇用予算でも、1974年度の歳入は2,680億ドル、歳出は2,677億ドルと推定されているので、完全雇用予算が均衡するように歳出を抑えていることがわかる。

ところで1974年度予算の歳出の内訳をみると、国防費、対外援助は削減せず、住宅建設、人的資源の訓練、雇用計画関係費が削減されている。したがって連邦支出の抑制は、概して社会福祉関係の支出削減となっており、あらわれている。こうした社会福祉に冷たい予算の編成は、チープ・ガバメントを目指す共和党の施政方針を打ち出したものと考えられる。

以上みてきたように第3段階においては、緊縮予算がとられることになったが、それは増税をしないうで連邦支出を抑制することによって赤字幅を縮小するだけの赤字予算であった。そのため財政面からのインフレ抑制効果はあまり期待できなかった。したがってインフレ抑制の期待は、賃金・物価の自主規制と金融政策にかけられることになった。

F R Bは、1972年には割引率を一度も変更しなかったが、1972年第II四半期以降の貨幣および銀行信用の増大にともなって、1972年末に短期利子率が割引率を越えることになったので、1973年になって割引率を1月半ばに5%、2月末に5.5%に引き上げた。さらにF R Bは、1973年の第I四半期に貨幣供給の増大率を引き下げ（第7表参照）、金融引締め策をとる姿勢を明らかにした。

#### 4 食料品の価格安定政策

ニクソン大統領は、第2段階における食料品価格の急騰にかんがみて、1973年1月31日に発表された大統領経済報告のなかで、「食料品価格の上昇を抑え、できれば価格を引き下げるために食料供給を増やすことが、インフレ抑制計画の不可欠の一環である<sup>99)</sup>」としている。これは、第2段階における食料品価格の急騰が、1972年中および73年初頭におけるアメリカの消費者の所得増による食料品需要の増大のみならず、海外での悪天候によって諸外国からの需要も増大したのに対して、アメリカ国内で

99) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 5.

天候その他の悪条件から食料生産が停滞したことによってもたらされたという認識にもとづいている。こうした見解は、1973年3月20日に生計費委員会の食料品委員会から発表された「食料価格高騰の原因、対策および見通しに関する報告」<sup>100)</sup>(以下、食料品委員会報告と略す)でも、再確認されている。

1973年の大統領経済報告、CEA年次報告によると、政府は1973年1月に上述のような見解にもとづいて、つぎのような食料供給増大措置を実施したとされている。<sup>101)</sup>

- (1) 主要穀物の作付け制限の緩和
- (2) 政府所有の穀物在庫の売却
- (3) 農家貯蔵の穀物に対するすべての政府融資の打ち切り
- (4) 農産物輸出に対する補助金の廃止
- (5) 穀物生産から転換された土地での牧蓄の許可
- (6) 脱脂粉乳の輸入割当制の廃止

食料品委員会報告によると、これらの措置の他にも、穀物の輸送量が増大し、輸送渋滞や有蓋貨車・ホッパー車の不足という事態が生じたために、運輸省がコントロール・センターを設けて流通改善をめざしたことなど、政府は1973年に入って食料品の価格上昇を抑えるという問題を、インフレ抑制努力の最上位において、食料品価格の値上げ圧力を軽減するための包括的な措置をとってきたと評価している。

食料品委員会報告は、上述のような食料供給増大措置によって、1973年年央以降、食料品価格は落ち着くであろうという楽観的な見通しを述べている。

## 5 インフレ再燃による規制の修正

1973年の大統領経済報告は、いままでにみてきたような第3段階の賃

100) 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, pp. 35-40を参照されたい。

101) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, pp. 5-6, およびp. 79.

金・物価規制，連邦政府支出の抑制，および食料供給の増大をめざす特別措置の効果が，民間経済の生産性および活力とあいまって，73年にも前年に引き続いてインフレ率と失業率を低下させるとともに，生産を増加させるはずであると，楽観的な予測をしていた。<sup>102)</sup>

賃金・物価統制の第2段階から第3段階への移行は，当初自由経済への復帰を目指すものとして好評であった。しかし産業界，労組が，ともにこれを統制の大幅緩和と受け取り，需要増加を背景に賃金・物価の大幅引上げをめざしたため，72年に減衰傾向のみられたインフレ心理が再び頭をもたげはじめることになった。こうした事態に対して，ニクソン大統領，シュルツ財務長官は，「第3段階は統制の緩和ではなく，必要なときにはいつでも手を打つ」と，何度も繰り返していたが，食料品価格の高騰のみならず，それまで比較的落ち着いていた工業製品までが値上げのテンポを速めたことにより，2月以降卸売・消費者物価が急上昇を始めた。この結果，1973年1月から3月までの2カ月の間に，消費者物価が9.8%（年率）上昇し，卸売物価は25.0%（年率）という異常な高騰を示すにいたった（第7表参照）。こうした情勢のなかで，政府は，第3段階の自主規制をなし崩し的に問題業種ごとの選択的統制に切り替えざるをえないような立場においこまれていった。

#### 〔A〕 食料品価格の高騰に対する政策

政府は1973年に入って，食料品価格の値上げ圧力を軽減することをインフレ抑制努力の最上位において，1月以降食料供給増大措置をとってきた。第7表によると，こうした政府の措置により，農産物，加工食品・飼料の卸売物価は，1973年1月から3月までの2カ月間にその直前の2カ月間よりほんのわずかに上昇率を下げ，落ち着く気配をみせたものの，その水準は異常な高さであった。このような1972年11月以降の農産物，加工食品・飼料の卸売物価の急騰が，1973年1月から3月までの消費者物価の食料費の急上昇をもたらすことになった。第7表によると，食料費

102) Cf. *Economic Report of the President*, January 1973, p. 6.

のなかでも肉魚類の消費者物価が、1973年1月から3月までの2カ月間に73.1% (年率) という異常な高騰を示している。食肉に関しては、1972年6月に輸入割当が停止され、肉類の輸入が増大したのにもかかわらず、その後も肉の値上がりが続いていた。1973年年初の異常な肉の値上がりから、4月初めには肉の不買運動が起こるなど、国民の反発が強まった。こうした事態のなかで、政府は3月29日、肉の上限価格を設定し、第2段階と同様の規制を食肉に対して実施した。<sup>103)</sup>

食料品価格の高騰が卸売物価・消費者物価の高騰原因になっていることから、食肉価格制限と同時に、政府はつぎのような二つの措置をとることを明らかにした。<sup>104)</sup> 第一に、食品関係業種における賃金上げは、すべて生計費委員会の事前承認を必要とするものとされた。第二に、物価上昇の著しい食料品の輸入関税および数量割当を引き下げたり、あるいは停止する権限が、議会に要請された。

第7表によると、1973年3月から5月までの2カ月間に、農産物、加工食品・飼料の卸売物価、食料品の消費者物価がやや落ち着きを見せているが、これは上述の措置が有効に働いたことを示しているものと考えられる。なかでも肉の上限価格の設定により、肉類の消費者物価の上昇率が顕著に下落していることが注目される。

#### 〔B〕 非食料製品価格の上昇加速化に対する対策

第2段階において比較的安定していた食料品以外の製品の価格指数は、第3段階における物価統制の緩和にともない、景気拡大による需要増加を背景にして、上昇速度を加速した。

---

103) 牛豚羊の各品目ごとに、2月26日から3月28日までの30日間における最高価格が上限価格とされた。なおこの上限価格は、牛豚羊肉の加工、卸売および小売段階の価格にのみ設定されるものとし、農家の段階における屠殺前の生産者価格は規制の対象外とされた。小売業者は、遅くとも4月9日までに、消費者がわかるように上限価格のリストを店頭に掲示しなければならないとされた。Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, p. 31.

104) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, p. 31.

まず消費者物価についてみると、衣料費の高騰が注目される。これは1972年末の繊維製品の卸売価格上昇に起因するものである。繊維製品の卸売価格の上昇加速は、第3段階においても引き続いているため、衣料費の値上がりは、3月以降も続いている。交通費、保健・娯楽費の値上がりも、第3段階に入って加速傾向にある。とくに交通費の3月以降の値上がりは、2カ月間で9.9%（年率）という高率になっている。住居費は、第2段階において保健・娯楽費と同様に比較的安定的な推移を示していたが、第3段階において家賃が統制の対象から除外されたこと、および石油の値上がりが増著になったことにより、1973年に入って加速傾向を示した。

生計費委員会は、石油価格の上昇を重視し、2月に公聴会を開いて対策を協議した結果、3月6日に石油産業に対してつぎのような新しい規制措置を課すると発表した<sup>105)</sup>。それによると、重油、ガソリンなどの石油製品および原油の値上げは、1月11日に始まった第3段階の第1年度中、加重平均して年率1%の範囲内に押さえるように求められた。ただし石油会社がコスト上昇を証明できる場合は、年間の加重平均で1.5%までの価格引上げが認められていた。さらに石油会社は、今後石油製品の価格の動き、コスト増、供給事情について、毎月生計費委員会に報告しなければならないとされた。

つぎに製造業の卸売物価は、1972年末まで比較的安定的に推移していたが、1972年末から騰勢を早め、第3段階に突入して物価統制が緩和された途端に上昇加速した。この上昇加速は、第7表においても明らかのように、耐久財の価格上昇の加速化、なかでも木材製品の異常な急騰によってもたらされたものである。もっとも非耐久財のなかにも、パルプ・紙製品や繊維製品のように、第3段階入りして価格上昇が加速したのもみうけられる。

こうした製造業の各製品の卸売物価の上昇加速傾向は、物価統制が第

105) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, p. 29.

3段階で緩和されたことにともなう一時的現象にとどまらず、その後も続いたことから、規制強化を求める声が強まった。さらに4月30日に「経済安定法」による賃金・物価規制権限の1年間延長が本決まりになったことから、ニクソン大統領は、5月2日、大企業の価格引上げについて、事前審査制を復活し、第3段階の規制を強化する措置をとると発表した。それによると、年間売上げ高が25,000万ドル以上の企業で、1月10日（第3段階移行の前日）の水準より加重平均して年率1.5%以上の価格引上げを行なった企業は、今後価格引上げにさいして、第2段階と同様30日以前に生計費委員会に対して値上げ申請を行ない、その承認を得なければならないとされた。発表はまた、大企業に対し、値上げに関する詳細な資料を四半期ごとに提出させること、これらのために生計費委員会のスタッフを増強することを明らかにしており、石油製品の値上げに対する規制強化、食肉に対する価格制限に続いて、第3段階の規制強化をさらに一歩進めた形となっている。

## 6 賃金指数の動向

第2段階における非農業の賃金上昇率は、年率5.5%という第2段階の賃金ガイドラインをあまり越えない範囲におさまった。これは1972年に労働協約改訂交渉が比較的少なかったことと、戦闘的な組織組合による交渉が少なかったことによるものである。しかし1973年には、多くの労働協約改訂交渉が行なわれ、しかも電機、鉄道、ゴム、自動車、農業機械、航空、トラック輸送などの強力かつ戦闘的な組合との労働協約改訂交渉がひしめいている。こうした情勢のなかで、賃金統制が緩和されたこともあって、第3段階の弾力的な賃金ガイドラインは、おしつぶされるのではないかと心配された。

しかしながら1973年に入って実際に行なわれた交渉は、穏やかなものが多く、賃上げ幅も控え目にとどまる傾向がみられた。第7表においても各産業の賃金上昇率が、年率で5.5%というガイドラインにほぼ合格し

106) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, p. 40.

ていることがわかる。このように賃上げ幅が無難な範囲に収まっているのは、つぎのような理由によると思われる。

まず第一に、世論の組合への有形・無形の圧力により、賃金ガイドラインが有効に作用しているものと考えられる。第二に、生計費エスカレーター条項を採用する企業が増え、労働者が消費者物価の上昇から救済される範囲が多少とも拡大されたことをあげうる。第三の理由は、消費者物価の上昇が労働者の賃上げ意欲にはね返るまでには、若干のタイム・ラグがあるということである。

## 7 金利規制と金融引締め政策

F R Bは、第3段階入り後、景気過熱によるインフレ心理をおさえるために、1月と2月の二度にわたって割引率を0.5%ずつ引上げて5.5%にし、高金利政策をとった。

その半面、バーンスF R B議長は、利子・配当委員会の委員長としての立場上、市中銀行のプライム・レート引上げを自粛するように強引な説得を行っていた。そして3月には、米国第4位の商業銀行マニュファクチャラーズ・ハノーバー・トラストなど6行がプライム・レートを一斉に6.25%から6.75%へ0.5%引き上げると発表したことから、利子・配当委員会は、異例の事情聴取を行ない、高金利時代への急速な移行を阻止するために、プライム・レートの0.5%の引上げ幅を半減し、年金利を6.5%に統一化するように指導を行なった。

利子・配当委員会が、このように市中金利への介入を始めた理由として二つ考えられる。第一は、急ピッチの金利上昇が産業界のインフレ心理をかきたて、そのために借り急ぎが起こり、金利がさらに上昇するという悪循環を絶つためである。第二は、急速な金利上昇を背景に、賃金・物価規制権限をめぐる議会審議の過程で金利凍結論が出るにおよんだことから、その悪影響を考慮してとられたものと思われる。

さらに利子・配当委員会は、4月16日、短期金利市場の正常化を図るための二重プライム・レート制の実施と、商業銀行の利潤率ガイドライ

107) <sup>107)</sup>ンとを<sup>107)</sup>発表し、金利規制を一層強めた。すなわちこれまで1本であったプライム・レートを、(イ)大企業向けプライム・レートと、(ロ)資産100万ドル以下、借入れ残高35万ドル以下の小企業向けプライム・レートおよび消費者ローン・住宅ローンのレートとの二本立てにし、前者に関しては市中金利の実勢に応じて変動させることができるが、後者については資金コストの上昇によって正当化される場合でないと引上げは認められないものとされた。こうした二重プライム・レート制が実施されたのは、第一に、市中金利の上昇にもかかわらず、利子・配当委員会の強引な説得によって大企業向けプライム・レートが低位にすえおかれていること、第二に、中小企業、住宅購入者、一般消費者は、商業銀行が大企業向け貸付に重点を絞るために、十分な資金の供給を受けられず、しかも高金利を支払わされるという事態が生じているためである。二重プライム・レート制の実施によって、大企業向けのレートは市中金利の実勢に柔軟に即応しうようになり、小企業や消費者向けのレートは政府の監視下におかれることによって小企業等の金利負担の増大は抑制されることになった。こうした措置と同時に、利子・配当委員会は、商業銀行に対して一般企業と同様の利潤率ガイドラインを設定した。これによると、今後商業銀行は、その利潤率が過去4年間のうち最良の業績を示した2年間の平均利潤率を越える場合、金利の引上げを認められないものとされた。

政府は従来、金利の直接規制には強く反対していたが、異常な金利上昇を前にして、公平原則からしても貸金・物価と同様に金利の規制に踏み切らざるをえないような立場に追い込まれることになった。

バーンズF R B議長が利子・配当委員会の委員長として、プライム・レートの引上げを自粛するように強引な説得活動を続けているということ、F R Bは、市中金利の実勢や急スピードの景気上昇にもかかわらず、割引率を変則的な低水準にすえおかざるをえなかった。しかし経済の過熱兆候がはっきりしてきたので、F R Bは4月20日に、過熱した景

107) Cf. 『調査月報』(大蔵省大臣官房調査企画課), 昭和48年4月, p. 32.

気を引き締め、インフレ抑制に全力をあげるために、割引率を5.75%に引き上げた。引上げ幅を0.25%にとどめたのは、二重プライム・レート制の導入にさいして、利子・配当委員会が商業銀行にレート的大幅な引上げを避けるように警告していたことと、短期金利の急激な上昇を避けることを配慮したためと考えられる。この割引率の引上げにもかかわらず、景気の過熱が改善されないばかりか、短期金利の上昇、銀行信用の膨張が続き、一般物価水準も急上昇を続けていたため、FRBは、5月10日に割引率を0.25%引き上げるとともに、5月16日には1口10万ドル以上の譲渡性定期預金証書および商業手形の残高増加分について預金準備率を5%から8%に引き上げて、金融引締めを強化した。FRBがさらに割引率を6月8日に0.5%引き上げたので、アメリカの割引率は、6.5%となり戦後最高水準に達し、戦前を通じてみても第1次大戦直後の1921年5月の7%以来、52年ぶりの異常高水準となった。FRBが戦後の最高水準になることも辞せずに割引率の引上げに踏み切ったことは、金融政策当局がインフレ抑制に並々ならぬ努力を払っている証拠と受けとれる。

### 8 第3段階の賃金・物価規制の問題点

以上みてきたように、1973年に入って農産物・食料品価格の急騰を中心にして、工業製品も大幅に値上がりし、アメリカ経済は朝鮮動乱以来の激しいインフレ攻勢に見舞われることになった。このことから第3段階の賃金・物価規制が失敗であったことを、政府自らが認めるにいたった。ニクソン大統領は、第3段階を、規制を緩和して自由市場経済に復帰するための段階にすると言明していたが、インフレ再燃により逆に規制強化を迫られることになった。

ところで賃金指数は予想外に安定的な推移を示していることから、第3段階の規制の失敗は、もっぱら物価規制に原因が求められるべきである。そこで以下、第3段階の物価規制に焦点をあわせ、問題点をさぐる。

まず第一に、なぜ第3段階において物価統制が緩和されたのかという点を詳しく考えてみる必要がある。すでに述べたように、政府は、第2

段階においてインフレ抑制という目的が一応達成されたものの、統制の長期化はいくつかの弊害をもたらすことになるので、それを避けるために統制を緩和したとしている。しかしこれは名目上の理由に他ならず、実質的にはつぎのような理由により統制が緩和されたのではないかと思われる。すなわちニクソン政権は、第2段階において景気拡大とインフレ抑制という二大目標の同時達成のために、拡張的な財政政策と賃金・物価統制という民主党政権の政策体系とほとんど変わらない政策体系をとらざるをえなかったが、第2段階の成功に自信を得て、また1972年末のアメリカ大統領選挙での圧勝を契機に、賃金・物価の統制を緩和して自由市場経済への復帰をめざし、緊縮的な予算措置により安定成長をめざすという共和党政権本来の政策体系にもどろうとする政治的意図をもって、政策変更を試みたのではないかと考えられる。

これらの理由は、それぞれ正当化されるところから、力強い景気拡大で需要インフレの圧力が再び高まり始めたときに、統制が緩和されたということに問題点を見出すことができる。もとより景気拡大が進行してから統制を緩和するよりも、拡大の初期に緩和する方が、統制緩和にともなう値上げ攻勢は弱いと考えられるが、第3段階入りのタイミングが結果としてインフレ再燃を誘発した感は免れない。

第二の問題点として、第3段階のインフレは、農産物や一部原材料をめぐる世界的な需給の窮迫、ドル再切下げによる輸入価格の上昇といった特殊事情もあるが、概して景気のきわめて急速な拡大にともなうデマンド・プル・インフレ的性格をもっていたのに、それに対処するための政策が十分にとられていなかった点を指摘することができる。もっとも政府は、物価統制の緩和によるインフレ再燃を懸念して、完全雇用指向型の拡張予算から、インフレ抑制型の緊縮予算に変更するとともに、割引率を引き上げ、さらに貨幣供給の増大率を減らすなど金融引締め措置をとっている。しかしインフレ抑制型の緊縮予算といっても、それは増税をしないで連邦支出を抑制することによって赤字幅を縮小するだけの赤字予算であったため、インフレ抑制効果を期待できるものではなかつ

た。また金融引締め政策がとられているものの、1969年においてすでに経験ずみのように金融政策のインフレ抑制効果には限界があることから、多くを望むことは無理であろう。

ところで賃金・物価規制は、元来コスト・プッシュ的なインフレに対してのみ有効な政策であり、ダイヤモンド・プル・インフレ的状况には有効に作用しない。したがって第3段階の失敗は、賃金・物価規制策そのものよりも、インフレが1972年末からダイヤモンド・プル・インフレに性格をかえ、この傾向がさらに続くと思われたのにもかかわらず、需要管理政策、とくに財政政策が十分に活用されなかったところに原因が求められるべきであろう。第3段階の実験は、所得政策が、インフレ政策として、正統的な財政金融政策の補完的手段にすぎないということを改めて認識させる好例になっている。

第三に、インフレ再燃の兆候に驚いて、政府は第3段階の自主規制をなし崩し的に問題業種ごとの選択的統制に切り替えていったが、こうした措置には二つの問題点を指摘できる。一つは、急速な需要増大によってインフレが生じている部門に対して価格規制を強化することは、売りおしみや、やみ市場の出現などの弊害を顕在化させる恐れがあるということである。他の一つは、自主的規制から強制的統制に切り替えるさいに、その基準を明確にしないと、統制をうける部門とそうでない部門との間の公平が保たれなくなる恐れがあるということである。

## VIII. むすび

ニクソン政権のインフレ対策は、以上にみてきたようにめまぐるしく変化しているが、これをきわめて好意的に解釈するなら、特定の路線と哲学にこだわらない柔軟な政策ないしはイニシアティブの発揮とも言えるが、そのいずれの場合にもニクソン政権の思惑に少なからぬ誤算が生じた結果、政策変更をめまぐるしく迫られたものと考えられる。

最後に、こうしたニクソン政権のインフレ対策の推移から読みとるこ

とのできるいくつかの教訓について考えてみよう。それは、アメリカの経験が今日の資本主義国に共通するインフレに対処するための手段選択についての実験例を提供していると思われるからである。

まず初期のニクソン政権は、伝統的な財政金融政策のみによりインフレに対処しようとしたが、結局補完的政策の採用におこまれることになった。このことは、財政金融政策が今日の資本主義国にみられるような寡占経済体制のもとでは、十分にインフレ抑制効果を発揮することが難しくなっていることを示すものと考えられる。たとえば今日の寡占経済体制のもとでは、巨大労組の大幅賃上げ要求が、需要引締めによる生産減少にもとづく生産性上昇率の低下と結びついて、単位労働費用を上昇させるが、大企業は管理価格政策をとることによって、需要引締めのもとでもコスト増を価格上昇に転嫁することができる。したがって需要引締めが物価上昇要因になりかねない場合が考えられうる。このような状況では、過大な賃金要求を抑制する賃金ガイドライン政策、管理価格・独占価格形成の傾向をおさえたり、さまざまな競争制限の壁を取払ったりするための独禁政策などを採用することによって、財政金融政策を補完する必要がある。現代インフレはいろいろな要因が複雑にからみ合っているため、それらのインフレ諸要因に対して、有効な各種政策を組み合わせた形での総合的なインフレ対策がとられる必要があろう。

つぎにアメリカの所得政策は、第1段階の賃金・物価凍結といったドラスティックなものから、第3段階のガイドポスト政策のように穏やかなものへとその規制方法を変化させた。こうしたアメリカの一連の賃金・物価規制は、所得政策の実施方法・有効性などについて多くのことを教えてくれている。

第一に、所得政策は、賃金・物価の伸縮性が失われて下方硬直的となり、労働組合ないし企業の市場支配力により、コスト・プッシュ・インフレの様相を呈しているときのみ実施されるべきである。ダイヤモンド・インフレの場合に、賃金・物価の凍結とか法的規制といったドラスティックな所得政策を実施すると、売りおしみとかやみ市場の出現とい

った望ましくない状況がみられることになり、また穏やかなガイドポスト政策を実施すればインフレ抑制効果は期待できない。したがって所得政策は、コスト・プッシュ、ディマイド・プルといったインフレの病状に応じて弾力的に使用される必要がある。

第二に、賃金・物価の凍結とか法的統制といったドラスティックな所得政策は、長期間続けると多くの弊害をともなうことになるので緩和ないし撤回の必要が生じるが、一旦採用すると緩和ないし撤回の時期の選択が非常にむずかしくなるということである。

第三に、所得政策は、賃金・物価を一時鎮静させるという短期的目的だけではなく、長期的な物価安定の達成に役立つような状況を作り出すものでなければならないということである。したがって所得政策の効果は、短期的に評価するだけでなく、長期的な観点からも評価する必要がある。アメリカの場合、第1、2段階の所得政策は、短期的にはかなりのインフレ抑制効果がみられたものの、第3段階においてインフレが再燃したことを考えると、統制緩和後のインフレ対策の不十分さということもあるが、第1、2段階において、所得政策は長期的な物価安定のために役立つものでなければならないという観点が欠けていたように思われる。

1973. 10. 31 (完)